

インターネットドメインネーム登録

関係法律

国家情報産業部が制定した「中国互連ネットワーク域名管理弁法」(中国インターネットドメインネーム管理規則)、2004年12月20日より施行。

中国互連ネットワーク信息中心(CNNIC)が制定した「中国インターネットドメインネーム登録に関する実施細則」、2012年5月29日より施行。

中国互連ネットワーク信息中心(CNNIC)が制定した「トップレベルドメインネーム紛争についての解決規則」、2014年11月21日より施行。

中国互連ネットワーク信息中心(CNNIC)が制定した「トップレベルドメインネーム紛争解決の手続きに関する規則」、2014年11月21日より施行。

ドメインの管理 / 登録及び関係機構

ドメインネーム管理機構 :中国情報産業部が中国インターネットドメインネームの管理を行う。

ドメインネーム登録管理機構 :中国情報産業部に委任され、中国互連ネットワーク信息中心(CNNIC)がドメインネームの登録管理機構として、中国のトップレベルドメインネームと中国語ドメインネームシステムの運営管理を行い、セントラルデータベースのメンテナンスを行う。

ドメインネーム登録サービス機構 :中国互連ネットワーク信息中心(CNNIC)の認証を受けて、ドメインネームの登録申請を受理して審査し、データベースにおいてドメインネームの登録手続きを行うサービス機構である。

ドメインネーム登録代理機構 :ドメインネーム登録サービス機構に認可された範囲内で、ドメインネームの登録申請を代理する組織である。

ドメインネーム紛争解決機構：中国互聯網絡信息中心（CNNIC）に委任され、中国においてインターネットドメインネームの紛争を解決する専門組織である。

ドメインネームの命名規則

1. 中国インターネットドメインネームシステムにおいて、各レベルのドメインネームは、英文字（A-Z、a-z、大文字小文字区別なし）、数字（0-9）、結合子（-）、または漢字での構成が可能である。各レベルのドメインネーム間はドット「.」で（ただし、各レベルの中国語ドメインネーム間にはドット「.」または句読点「。」で）繋がる。

2. 国際インターネットドメインネームシステムの区分に従って、中国のトップレベルドメインネームはCNであり、「CN」の次に「類別ドメインネーム」と「行政区画ドメインネーム」の二種類の英文セカンドレベルドメインネームが設けられている。

（1）「類別ドメインネーム」は申請機構の性質により区分されるドメインネームであり、下記の六種類がある。

AC - 科学研究機構に適用

COM - 工業、商業、金融などの分野の企業に適用

EDU - 教育機構に適用

GOV - 政府機構に適用

NET - IT サービス組織に適用

ORG - 非営利組織に適用

（2）「行政区画ドメインネーム」は中国の行政区画に基づくもので、次の34「行政区画ドメインネーム」を含み、各省、自治区、直轄市、特別行政区に適用される。

BJ-北京市、SH-上海市、TJ-天津市、CQ-重慶市、HE-河北省、SX-山西省、NM-内モンゴル自治区、LN-遼寧省、JL-吉林省、HL-黒龍江省、JS-江蘇省、ZJ-浙江省、AH-安徽省、

FJ-福建省、JX-江西省、SD-山東省、HA-河南省、HB-湖北省、HN-湖南省、GD-広東省、GX-広西チワン族自治区、HI-海南省、SC-四川省、GZ-貴州省、YN-雲南省、XZ-チベット自治区、SN-陝西省、GS-甘肅省、QH-青海省、NX-寧夏回族自治区、XJ-新疆ウイグル族自治区、TW-台湾省、HK-香港特別行政区、MO-マカオ特別行政区。

3. 中国トップレベルドメインネームのCNの次に、英文又は中国語のセカンドレベルドメインネームを直接登録することができる。

4. 中国インターネットドメインネームシステムには、中国トップレベルドメインネームCNのほか、当面「中国」という中国語トップレベルドメインネームが設けられている。この中国語トップレベルドメインネームの次に、中国語のみからなるセカンドレベルドメインネームを直接登録することができる。

ドメインネームへの制限

如何なる組織又は個人もドメインネームを登録し、使用する場合、下記の内容をドメインネームに含んではならない。

1. 憲法に定めた基本原則に反するもの。
2. 国家の安全に危害を加え、国家機密を漏らし、国家の政権を転覆させ、国家統一に損害を与えるもの。
3. 国家の名誉と利益に損害を齎すもの。
4. 民族間の憎しみや民族差別を煽動し、民族団結に損害を与えるもの。
5. 国の宗教政策に損害を与え、邪教と封建迷信を宣揚するもの。
6. デマを飛ばし、社会秩序を攪乱し、社会の安定に損害を与えるもの。
7. 猥褻、賭博、凶暴、テロを散布して、犯罪を教唆するもの。
8. 他人を侮辱・誹謗し、他人の合法的權益を侵害するもの。

9. 法律、行政法規に禁止されるその他の内容。

ドメイン名の登録申請

ドメイン名の登録は先願主義に従う。

別段の規定がなければ、如何なる自然人または独立して民事責任を負う組織もドメイン名の登録を申請することができる。

ドメイン名の登録を申請する場合、ドメイン名登録サービス機構に下記の書類を提出しなければならない。

1. 申請者の身分証明書類
2. 申請者の連絡人の身分証明書類
3. 中国互連ネットワーク信息中心 (CNNIC) に要求されたその他の書類

ドメイン名登録サービス機構は上記文書の真実性、正確性、完全性をチェックし、チェック合格後 1 稼動日以内に上記書類を中国互連ネットワーク信息中心 (CNNIC) に提出しなければならない。

ドメイン名の登録を申請する場合、申請者は紙面又は電子ファイルの形でドメイン名登録サービス機構に下記の情報を提出しなければならない。

1. 登録を申請するドメイン名
2. メイン・ドメイン名・サーバーとセカンダリー・ドメイン名・サーバーのホスト名及び IP アドレス
3. 申請者が自然人である場合、氏名、連絡先住所、電話番号、E-mail アドレスなどの情報を、申請者が組織である場合、組織名称、組織機構コード、連絡先住所、E-mail アドレス、電話番号などの情報を提供しなければならない。

4. 申請者の管理担当者、ドメインネーム技術の担当者、費用納付担当者、担当責任者の氏名、連絡先住所、電子メールアドレス、電話番号
5. ドメインネームの登録期間。

ドメインネーム登録審査

中国互連ネットワーク信息中心 (CNNIC) により最初に有効登録申請を受領された日が申請日となる。中国互連ネットワーク信息中心 (CNNIC)、ドメインネーム登録サービス機構は申請日を申請者に通知しなければならない。

ドメインネーム登録サービス機構は登録されたドメインネームが「中国互連ネットワーク域名管理弁法」に違反しないように、ドメインネームの登録審査を強化しなければならない。中国互連ネットワーク信息中心 (CNNIC) は登録されたドメインネームに対して再審査を行う。中国互連ネットワーク信息中心 (CNNIC) は登録されたドメインネームの登録情報をチェックし、「中国互連ネットワーク域名管理弁法」第 27 条の規定に違反したまたはその登録情報が不実、不正確、不完全なドメインネームについて、ドメインネーム登録サービス機構に当該ドメインネームを取り消すよう通知する。

登録ドメインネームの変更 / 移譲及び取消

ドメインネームの所有者以外の登録情報に変更が生じた場合、ドメインネーム所有者はドメインネームの登録を申請する際に選択した変更確認方式に基づいて、登録情報が変更された日から 30 日以内にドメインネーム登録サービス機構に登録情報の変更を申請しなければならない。ドメインネーム登録サービス機構はドメインネーム所有者の変更申請を受けてから 3 稼動日以内に変更後の登録情報を中国互連ネットワーク信息中心 (CNNIC) に提出しなければならない。ドメインネーム所有者の同意が無ければ、ドメインネーム登録サービス機構は登録情報を変更してはならない。

ドメイン名称の譲渡を申請する場合、ドメイン名称登録サービス機構に合法かつ有効なドメイン名称譲渡申請書、譲渡当事者双方の身分証明書類を提出しなければならない。ドメイン名称登録サービス機構は上記書類を受領した後3稼働日以内に審査を行い、審査合格後に、ドメイン名称の所有者を変更しなければならない。

登録済みのドメイン名称を取消す場合、申請者はドメイン名称登録サービス機構に合法かつ有効なドメイン名称取消申請書と身分証明書類を提出しなければならない。ドメイン名称登録サービス機構は上記書類を受領した後3稼働日以内に審査を行い、審査合格後に登録されたドメイン名称を取り消さなければならない。

ドメイン名称の運用費用

ドメイン名称登録サービス機構は、登録されたドメイン名称についてドメイン名称運用費用を徴収する。